

○農林水産省令第二号
国土交通省令第二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項及び第二十九條ノハの規定に基づき、漁船特殊規程の一部を改正する省令を次のように定める。
令和五年三月十日

農林水産大臣 野村 哲郎
国土交通大臣 齊藤 鉄夫

漁船特殊規程の一部を改正する省令

漁船特殊規程（昭和九年通信省令農林省令）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 総則</p> <p>第二章 船体</p> <p>第三章 設備</p> <p>第一節 救命設備</p> <p>第二節 消防設備</p> <p>第三節 其ノ他ノ設備</p> <p>第三章の二 防火構造</p> <p>第四章 雑則</p> <p>附則</p> <p>第一条ノ二 (略)</p> <p>② 前項ノ規定ニ拘ラス第六十九條ノ五及別表信号灯ノ項ノ規定ヲ適用スル場合ニ於ケル総トン数ハ船舶設備規程（昭和九年通信省令第六号）第一条第三項各号ニ掲グル船舶ノ区分ニ応ジ夫々当該各号ニ定ムル総トン数トス</p> <p>③ 本令（第六十六條第二項ヲ除ク）ヲ船舶安全法施行規則第十八條第二項ノ表第六号上欄ニ掲グル船舶（以下ケーブタウン協定適用船ト称ス）ニ適用スル場合ニ於ケル総トン数ハ船舶のトン数の測定に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）第四条第一項ニ定ムル国際総トン数トス</p> <p>（救命艇及び救命いかだ）</p> <p>第四十八條 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、総トン数九百五十トン以上のケーブタウン協定適用船には、各舷<small>げん</small>に、最大搭載人員を収容するため十分な救命艇又は救命いかだを備え付けなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の構造等を考慮してやむを得ないと認める場合は、この限りでない。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則</p> <p>第二章 船体</p> <p>第三章 設備</p> <p>第一節 救命設備</p> <p>第二節 消防設備</p> <p>第三節 其ノ他ノ設備</p> <p>第四章 雑則</p> <p>附則</p> <p>第一条ノ二 (略)</p> <p>② 前項ノ規定ニ拘ラス第六十九條ノ五及別表信号灯ノ項ノ規定ヲ適用スル場合ニ於ケル総トン数ハ船舶設備規程（昭和九年通信省令第六号）第一条第二項各号ニ掲グル船舶ノ区分ニ応ジ夫々当該各号ニ定ムル総トン数トス</p> <p>（新設）</p> <p>（救命艇及び救命いかだ）</p> <p>第四十八條 (略)</p> <p>（新設）</p>

- 3 前項の規定により備え付ける救命艇又は救命いかだのうち一の救命艇又は救命いかだが使用できない場合において、各艇において使用できる救命艇又は救命いかだが最大搭載人員を収容するため十分でないときは、各艇において使用できる救命艇又は救命いかだが最大搭載人員を収容するため十分となるように追加の救命艇又は救命いかだを備え付けなければならない。
 - 4 総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船には、第二項の規定により備え付ける救命艇又は救命いかだに代えて、次に掲げる救命艇及び救命いかだを備え付けることができる。
 - 一 船尾に、最大搭載人員を収容するため十分な自由降下式救命艇
 - 二 最大搭載人員を収容するため十分な救命いかだ
 - 5 第二項から前項までの規定により備え付ける救命いかだは、進水装置用救命いかだでなければならぬ。ただし、次に掲げる救命いかだにあつては、この限りでない。
 - 一 水面上四・五メートル未満の甲板から乗り込む救命いかだ
 - 二 当該救命いかだの定員分の人員が乗り込むことができるように配置された降下式乗込装置により乗り込む救命いかだ
 - 6 船舶救命設備規則第十四条第三項(第二号に係る部分に限る。)及び第二十五条第三項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、専ら本邦の海岸から二十海里以内の海面又は内水面において従業する一般漁船(総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船を除く。)に備え付ける救命艇及び救命いかだについてそれぞれ準用する。
 - 7 船舶救命設備規則第八十七条第一項(第十四号に係る部分に限る。)の規定は、第二項から第四項までの規定により備え付ける救命艇についてそれぞれ準用する。この場合において、同号中「第三種船」とあるのは「総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船」と読み替えるものとする。
 - 8 船舶救命設備規則第九十条第一項(第八号及び第九号に係る部分に限る。)の規定は、第二項から第四項までの規定により備え付ける救命いかだについて準用する。この場合において、同令第九十条第一項第八号及び第九号中「第三種船」とあるのは「総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船」と読み替えるものとする。
- 第四十九条** (救助艇)
 総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船には、一隻の救助艇を備え付けなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の構造等を考慮してやむを得ないと認める場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定により備え付ける救助艇が、救命艇の要件に適合する場合には、前条第二項から第四項までの規定の適用については、これを救命艇とみなすことができる。
- 第五十条** (救命艇及び救助艇の数)
 総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船に備え付ける救命艇及び救助艇の合計数は、当該船舶に備え付ける救命いかだの数を九で除して得られた値未満の数であつてはならない。
- 第五十一条** (救命浮環) (略)
- 2 前項の規定にかかわらず、総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船には、総トン数三千トン以上のものにあつては八個、総トン数三千トン未満のものにあつては六個の救命浮環を備え付けなければならない。
- 3 船舶救命設備規則第九十二条第三項及び第五項の規定は、前二項の規定により備え付ける救命浮環について準用する。この場合において、同条第五項中「長さ三十メートル未満の第二種船(平水区域を航行区域とするものに限る。)及び第四種船」とあるのは「第一種漁船(総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船を除く。）」と読み替えるものとする。

- (新設)
 - (新設)
 - (新設)
 - (新設)
 - 2 船舶救命設備規則第十四条第三項(第二号に係る部分に限る。)及び第二十五条第三項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、専ら本邦の海岸から二十海里以内の海面又は内水面において従業する一般漁船に備え付ける救命艇及び救命いかだについてそれぞれ準用する。
 - (新設)
 - (新設)
 - (新設)
 - 2 船舶救命設備規則第九十二条第三項及び第五項の規定は、前項の規定により備え付ける救命浮環について準用する。この場合において、同条第五項中「長さ三十メートル未満の第二種船(平水区域を航行区域とするものに限る。)及び第四種船」とあるのは「第一種漁船」と読み替えるものとする。
- 第四十九条** 削除
- 第五十条** 削除
- 第五十一条** (救命浮環) (略) (新設)

(イマーシジョン・スーツ)

第五十一条の二の二 総トン数五百トン以上の一般漁船(総トン数九百五十トン以上のケーブタウン協定適用船を除く。)及び総トン数九百五十トン以上のケーブタウン協定適用船には、最大搭載人員と同数のイマーシジョン・スーツを備え付けなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して適当と認める程度に応じ、備え付けるイマーシジョン・スーツの数を減じることができる。

2 (略)

(自己点火灯、自己発煙信号、落下傘付信号及び火せん)

第五十一条の三 一般漁船(総トン数九百五十トン以上のケーブタウン協定適用船を除く。)には、二個(第一種漁船にあつては、一個)の自己点火灯及び自己発煙信号、四個の落下傘付信号並びに二個の火せんを備え付けなければならない。

2 総トン数九百五十トン以上のケーブタウン協定適用船には、四個(総トン数三千トン未満のものにあつては、三個)の自己点火灯、二個の自己発煙信号、十二個の落下傘付信号及び二個の火せんを備え付けなければならない。

3 前二項の規定により二個以上の自己発煙信号を備え付ける場合には、当該自己発煙信号のうち、一個は容易に取り出すことができる場所に、その他は第五十一条第三項において準用する船舶救命設備規則第九十二条第三項の規定により航海船橋に積み付ける救命浮環の近くに積み付けなければならない。

4 (略)

5 船舶救命設備規則第九十四条第二項の規定は、第一項又は第二項の規定により備え付ける自己点火灯について準用する。

(レーダー・トランスポンダー及び搜索救助用位置指示送信装置)

第五十一条の四の三 一般漁船には、総トン数九百五十トン以上のケーブタウン協定適用船にあつては各舷に一個、総トン数九百五十トン以上のケーブタウン協定適用船以外のものにあつては一個のレーダー・トランスポンダー又は搜索救助用位置指示送信装置を備え付けなければならない。

(持運び式双方向無線電話装置)

第五十一条の四の四 一般漁船には、総トン数九百五十トン以上のケーブタウン協定適用船にあつては三個、総トン数三〇〇トン以上の一般漁船(総トン数九百五十トン以上のケーブタウン協定適用船を除く。)にあつては二個、総トン数三〇〇トン未満の一般漁船にあつては一個の持運び式双方向無線電話装置を備え付けなければならない。

(救命いかだ進水装置)

第五十一条の五の二 総トン数九百五十トン以上のケーブタウン協定適用船であつて第四十八条第二項又は第三項の規定により進水装置用救命いかだを備え付けるものには、各舷に一個以上の救命いかだ進水装置を備え付けなければならない。

2 総トン数九百五十トン以上のケーブタウン協定適用船であつて第四十八条第四項の規定により進水装置用救命いかだを備え付けるものには、一個以上の救命いかだ進水装置を備え付けなければならない。

(イマーシジョン・スーツ)

第五十一条の二の二 総トン数五百トン以上の一般漁船には、最大搭載人員と同数のイマーシジョン・スーツを備え付けなければならない。

2 (略)

(自己点火灯、自己発煙信号、落下傘付信号及び火せん)

第五十一条の三 一般漁船には、二個(第一種漁船にあつては、一個)の自己点火灯及び自己発煙信号、四個の落下傘付信号並びに二個の火せんを備え付けなければならない。

(新設)

2 前項の規定により二個以上の自己発煙信号を備え付ける場合には、当該自己発煙信号のうち、一個は容易に取り出すことができる場所に、その他は第五十一条第二項において準用する船舶救命設備規則第九十二条第三項の規定により航海船橋に積み付ける救命浮環の近くに積み付けなければならない。

3 (略)

4 船舶救命設備規則第九十四条第二項の規定は、第一項の規定により備え付ける自己点火灯について準用する。

(レーダー・トランスポンダー及び搜索救助用位置指示送信装置)

第五十一条の四の三 一般漁船には、一個のレーダー・トランスポンダー又は搜索救助用位置指示送信装置を備え付けなければならない。

(持運び式双方向無線電話装置)

第五十一条の四の四 一般漁船には、総トン数三〇〇トン以上のものにあつては二個、総トン数三〇〇トン未満のものにあつては一個の持運び式双方向無線電話装置を備え付けなければならない。

(新設)

(船舶救命設備規則の規定の準用)

第五十一条の六 (略)

2 船舶救命設備規則第六十七条、第八十五条の二及び第八十六条第三項の規定は、総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船について準用する。

(消火ポンプ)

第五十一条の七 総トン数千トン以上の一般漁船(総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船を除く)及び総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船には二個、総トン数百トン以上千トン未満の一般漁船(総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船を除く)には一個の能力等について告示で定める要件に適合する消火ポンプを備え付けなければならない。

2 船舶消防設備規則(昭和四十年運輸省令第三十七号)第三十六条第二項の規定は、前項の規定により備え付ける消火ポンプについて準用する。

(消火栓)

第五十一条の八 (略)

2 総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船には、前項の規定により備え付ける消火栓のほか、特定機関区域の出入口の外側近くに消火栓を一個備え付けなければならない。

(消火ホース)

第五十一条の九 総トン数百トン以上の一般漁船(総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船を除く)には、機関室又はボイラ室にあつては前条の規定により備え付ける消火栓一個につき一個、その他の場所にあつては船舶の長さ三十メートル又はその端数ごとに一個の消火ホースを消火栓の近くを目につきやすい位置に直ちに使用することができるようして備え付けなければならない。この場合において、総トン数千トン以上の一般漁船にあつては、機関室及びボイラ室に備え付けるものを除き、合計四個以上でなければならない。

2 総トン数千トン以上の一般漁船(総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船を除く)及び総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船には、前項及び第五十一条の十四第五項の規定により準用する船舶消防設備規則第四十条第一項の規定により備え付ける消火ホースのほかに、予備の消火ホースを一個備え付けなければならない。

3 前二項の規定により備え付ける消火ホースの数が消火栓の数に満たない場合及び第五十一条の十四第五項において準用する船舶消防設備規則第四十条第一項の規定により消火ホースを備え付ける場合には、消火ホースの継手及び第五十一条の十四第二項において準用する船舶消防設備規則第四十一条の規定により備え付けるノズルは、完全な互換性を有しなければならない。

(内燃機関のある場所における消防設備)

第五十一条の十

総トン数五百トン未満の一般漁船(総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船を除く)には、内燃機関(ガスタービンを含み、主機又は合計出力三百七十五キロワット以上の補助機関として使用するものに限る。第三項及び第五項において同じ)のある場所に、総トン数百トン以上五百トン未満の一般漁船(総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船を除く)にあつては二個、総トン数百トン未満の一般漁船にあつては一個の持運び式の泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器を備え付け、さらに、機関の出力七百五十キロワット又はその端数ごとに一個の持運び式の泡消火器を備え付けなければならない。

2 (略)

(船舶救命設備規則の規定の準用)

第五十一条の六 (略)

(新設)

第五十一条の七 一般漁船には、総トン数千トン以上のものにあつては二個、総トン数百トン以上千トン未満のものにあつては一個の能力等について告示で定める要件に適合する消火ポンプを備え付けなければならない。

2 船舶消防設備規則(昭和四十年運輸省令第三十七号)第三十六条第二項の規定は、一般漁船に備え付ける消火ポンプについて準用する。

(消火栓)

第五十一条の八 (略)

(新設)

第五十一条の九 総トン数百トン以上の一般漁船には、機関室又はボイラ室にあつては前条の規定により備え付ける消火栓一個につき一個、その他の場所にあつては船舶の長さ三十メートル又はその端数ごとに一個の消火ホースを消火栓の近くを目につきやすい位置に直ちに使用することができるようして備え付けなければならない。この場合において、総トン数千トン以上の一般漁船にあつては、機関室及びボイラ室に備え付けるものを除き、合計四個以上でなければならない。

(消火ホース)

2 総トン数千トン以上の一般漁船には、前項の規定により備え付ける消火ホースのほかに、予備の消火ホースを一個備え付けなければならない。

3 前二項の規定により備え付ける消火ホースの数が消火栓の数に満たない場合には、消火ホースの継手及び第五十一条の十四第二項において準用する船舶消防設備規則第四十一条の規定により備え付けるノズルは、完全な互換性を有しなければならない。

(内燃機関のある場所における消防設備)

第五十一条の十

総トン数五百トン未満の一般漁船には、内燃機関(ガスタービンを含み、主機又は合計出力三百七十五キロワット以上の補助機関として使用するものに限る)のある場所に、総トン数百トン以上五百トン未満の一般漁船にあつては二個、総トン数百トン未満の一般漁船にあつては一個の持運び式の泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器を備え付け、さらに、機関の出力七百五十キロワット又はその端数ごとに一個の持運び式の泡消火器を備え付けなければならない。

2 (略)

3 総トン数九百五十トン以上二千トン未満のケーブタウン協定適用船には、内燃機関のある場所に、固定式鎮火性ガス消火装置、固定式高膨脹泡消火装置又は固定式加圧水噴霧装置のうちいずれかのものを備え付けなければならない。

4 総トン数九百五十トン以上二千トン未満のケーブタウン協定適用船には、特定機関区域に二個以上の持運び式の泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器を備え付けなければならない。

5 前項の規定により備え付ける持運び式の泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器のほか、総トン数九百五十トン以上二千トン未満のケーブタウン協定適用船において、特定機関区域に内燃機関のある場合には、一個の持運び式泡消火器を備え付けなければならない。

(居住区域等における消防設備)

第五十一条の十一 次の表の上欄に掲げる総トン数の一般漁船(総トン数九百五十トン以上のケーブタウン協定適用船を除く。)には、それぞれ同表の下欄に掲げる数の持運び式の消火器を、居住区域及び業務区域に適宜に分散して配置しなければならない。この場合において、総トン数五百トン以上の一般漁船には、塗料庫の出入口付近の外部に持運び式の泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器のうちいずれか一個を備え付けなければならない。

表 (略)

2 次の表の上欄に掲げる総トン数のケーブタウン協定適用船には、それぞれ同表の下欄に掲げる数以上の持運び式の消火器を、居住区域、業務区域及び制御場所(以下「居住区域等」という。)に適宜に分散して配置しなければならない。

二千トン以上	五個
九百五十トン以上二千トン未満	三個

3 前条第二項の規定は、第一項の規定により配置しなければならない持運び式の消火器について準用する。

(消防員装具等)

第五十一条の十二 総トン数千トン以上の一般漁船(総トン数九百五十トン以上のケーブタウン協定適用船を除く。)及び総トン数九百五十トン以上のケーブタウン協定適用船には、二組の消防員装具を容易に近づくことができる互いに離れた場所に直ちに使用することができるように備え付けなければならない。

2 (略)

(船舶消防設備規則の規定の準用)

第五十一条の十四 船舶消防設備規則第四十四条第六項、第四十五条の二、第四十八条第六項及び第五十九条第一項の規定は、一般漁船(同令第四十四条第六項、第四十八条第六項及び第五十九条第一項の規定については、総トン数九百五十トン以上のケーブタウン協定適用船を除く。)について準用する。この場合において、同令第五十九条第一項中「第三種船及び総トン数五百トン以上の第四種船」とあるのは「総トン数五百トン以上の一般漁船」と読み替えるものとする。

2 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(居住区域及び業務区域における消防設備)

第五十一条の十一 次の表の上欄に掲げる総トン数の一般漁船には、それぞれ同表の下欄に掲げる数の持運び式の消火器を、居住区域及び業務区域に適宜に分散して配置しなければならない。この場合において、総トン数五百トン以上の一般漁船には、塗料庫の出入口付近の外部に持運び式の泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器のうちいずれか一個を備え付けなければならない。

表 (略)

(新設)

2 前条第二項の規定は、前項の規定により配置しなければならない持運び式の消火器について準用する。

(消防員装具等)

第五十一条の十二 総トン数千トン以上の一般漁船には、二組の消防員装具を容易に近づくことができる互いに離れた場所に直ちに使用することができるように備え付けなければならない。

2 (略)

(船舶消防設備規則の規定の準用)

第五十一条の十四 船舶消防設備規則第四十四条第六項、第四十五条の二、第四十八条第六項及び第五十九条第一項の規定は、一般漁船について準用する。この場合において、同令第五十九条第一項中「第三種船及び総トン数五百トン以上の第四種船」とあるのは「総トン数五百トン以上の一般漁船」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 船舶消防設備規則第三十九条第三項、第四十条第三項、第四十一条の四、第五十九条第二項及び第三項並びに第六十条の規定は、総トン数五百トン以上の一般漁船（同令第四十一条の四の規定については船舶安全法施行規則第一条第二項第一号及び第二号の船舶（同項第二号の船舶にあつては、自ら漁ろうに従事するものに限る。）を、同令第五十九条第二項及び第三項並びに第六十条の規定については総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船を除く。）について準用する。この場合において、船舶消防設備規則第三十九条第三項中「第四十一条の四」とあるのは「漁船特殊規程第五十一条の十四第三項において準用する第四十一条の四」と、「前二項」とあるのは「同令第五十一条の八」と、同令第四十条第三項中「第四十一条の四」とあるのは「漁船特殊規程第五十一条の十四第三項において準用する第四十一条の四」と、「第一項」とあるのは「同令第五十一条の九第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

4 船舶消防設備規則第三十八条第二項及び第三項、第四十一条の三並びに第四十八条第二項の規定は、総トン数千トン以上の一般漁船（同令第三十八条第二項及び第三項の規定については総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船を、同令第四十一条の三の規定については船舶安全法施行規則第一条第二項第一号及び第二号の船舶（同項第二号の船舶にあつては、自ら漁ろうに従事するものに限る。）を除く。）について準用する。

5 船舶消防設備規則第三十八条第二項及び第三項、第四十条第一項並びに第四十四条第一項の規定は、総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船について準用する。この場合において、同令第四十条第一項中「前条第一項及び第二項」とあるのは「漁船特殊規程第五十一条の八」と読み替えるものとする。

6 船舶消防設備規則第四十条第二項（ただし書を除く）、第四十二条、第四十四条第二項、第三項、第五項及び第七項、第四十五条第一項、第四十六条第一項（第三号を除く）、第五十四条第一項、第五十七条第一項、第六十三条の二第二項及び第三項、第六十三条の三並びに第七十三条第一項の規定は、総トン数二千トン以上のケープタウン協定適用船について準用する。この場合において、同令第四十条第二項中「前項」とあるのは「漁船特殊規程第五十一条の十四第五項において準用する前項」と、同令第六十三条の三中「前条」とあるのは「漁船特殊規程第五十一条の十四第六項において準用する前条」と読み替えるものとする。

7 船舶消防設備規則第四十七条の規定は、第五十一条の十第三項、第一項において準用する同令第四十五条の二若しくは第五十九条第一項、第三項において準用する同令第六十条、第五項において準用する同令第四十四条第一項又は前項において準用する同令第四十五条第一項、第四十六条第一項若しくは第五十七条第一項の規定により固定式鎮火性ガス消火装置、固定式泡消火装置、固定式高膨脹泡消火装置又は固定式加圧水噴霧装置を備え付ける場合について準用する。

8 船舶消防設備規則第四十八条の二の規定は、第五十一条の十第一項若しくは第四項、第五十一条の十一第一項若しくは第二項、第一項において準用する同令第四十四条第六項若しくは第四十五条の二、第三項において準用する同令第六十条又は第六項において準用する同令第四十四条第五項若しくは第七項、第四十五条第一項若しくは第四十六条第一項の規定により持運び式の消火器を備え付ける場合について準用する。

9・10 (略)

3 船舶消防設備規則第三十九条第三項、第四十条第三項、第四十一条の四、第五十九条第二項及び第三項並びに第六十条の規定は、総トン数五百トン以上の一般漁船（同令第四十一条の四の規定については、船舶安全法施行規則第一条第二項第一号及び第二号の船舶（同項第二号の船舶にあつては、自ら漁ろうに従事するものに限る。）を除く。）について準用する。この場合において、船舶消防設備規則第三十九条第三項中「第四十一条の四」とあるのは「漁船特殊規程第五十一条の十四第三項において準用する第四十一条の四」と、「前二項」とあるのは「同令第五十一条の八」と、同令第四十条第三項中「第四十一条の四」とあるのは「漁船特殊規程第五十一条の十四第三項において準用する第四十一条の四」と、「第一項」とあるのは「同令第五十一条の九第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

4 船舶消防設備規則第三十八条第二項及び第三項、第四十一条の三並びに第四十八条第二項の規定は、総トン数千トン以上の一般漁船（同令第四十一条の三の規定については、船舶安全法施行規則第一条第二項第一号及び第二号の船舶（同項第二号の船舶にあつては、自ら漁ろうに従事するものに限る。）を除く。）について準用する。

(新設)

(新設)

5 船舶消防設備規則第四十七条の規定は、第一項において準用する同令第四十五条の二若しくは第五十九条第一項又は第三項において準用する同令第六十条の規定により固定式鎮火性ガス消火装置、固定式泡消火装置、固定式高膨脹泡消火装置又は固定式加圧水噴霧装置を備え付ける場合について準用する。

6 船舶消防設備規則第四十八条の二の規定は、第五十一条の十第一項、第五十一条の十一第一項、第一項において準用する同令第四十四条第六項若しくは第四十五条の二又は第三項において準用する同令第六十条の規定により持運び式の消火器を備え付ける場合について準用する。

7・8 (略)

第五十二条 (略)

② 総噸数九百五十噸以上ノケーブタウン協定適用船ニ備フル冷却機ノ設備ニ付テハ当該船舶ノ構造、航海ノ態様等ヲ考慮シ管海官庁ノ適当ト認ムルモノヲ備フベシ

第五十六条ノ二 総噸数九百五十噸以上ノケーブタウン協定適用船ノ機関区域内ノ騒音ガ管海官庁ノ指定スル値ヲ超ユル場合ニハ当該船舶ノ構造、航海ノ態様等ヲ考慮シ管海官庁ノ適当ト認ムル防音等ノ為メ措置ヲ講ズベシ

第六十八条 第二種漁船(ケーブタウン協定適用船ヲ除ク)、第三種漁船(ケーブタウン協定適用船ヲ除ク)又ハケーブタウン協定適用船ニハ従業場所ノ海図其ノ他予定サレタル航海ニ必要ナル航海用刊行物ヲ備フベシ但シ機能等ニ付告示ヲ以テ定ムル要件ニ適合スル電子海図情報表示装置其ノ他電子航海用刊行物情報表示装置ヲ備フル場合ニ在リテハ此ノ限ニ在ラズ

第六十九条ノ二 第二種漁船(ケーブタウン協定適用船ヲ除ク)、第三種漁船(ケーブタウン協定適用船ヲ除ク)又ハケーブタウン協定適用船ニハ機能等ニ付告示ヲ以テ定ムル要件ニ適合スル「標準磁気コンパス」及予備ノ羅盆ヲ備フベシ但シ管海官庁ニ於テ差支ナシト認ムル場合ニ在リテハ予備ノ羅盆ノ備付ヲ省略スルコトヲ得

第六十九条ノ三 第二種漁船(ケーブタウン協定適用船ヲ除ク)、第三種漁船(ケーブタウン協定適用船ヲ除ク)又ハケーブタウン協定適用船ニハ機能等ニ付告示ヲ以テ定ムル要件ニ適合スル「方位測定コンパス装置」ヲ備フベシ但シ管海官庁ニ於テ差支ナシト認ムル場合ニ在リテハ此ノ限ニ在ラズ

第六十九条ノ四 第一種漁船(ケーブタウン協定適用船ヲ除ク)ニハ羅針儀ヲ備フベシ

第六十九条ノ四ノ二 総噸数九百五十噸未満ノケーブタウン協定適用船ニハ水深ヲ測定シ得ル装置ヲ備フベシ

第三章ノ二 防火構造

(構造)

第六十九条ノ六 総トン数九百五十トン以上二千トン未満のケーブタウン協定適用船の船体、船楼、構造隔壁、甲板及び甲板室は、不燃性材料で造られたものでなければならぬ。

(B級仕切りの隔壁)

第六十九条ノ七 総トン数九百五十トン以上二千トン未満のケーブタウン協定適用船の居住区域等から通路を区分するB級仕切りでなければならぬ隔壁は、甲板から他の甲板まで達するものでなければならぬ。ただし、連続B級天井張りが当該隔壁の両側に施されている場合には、当該隔壁は当該連続B級天井張りでとどめることができる。

(階段及び昇降機の保護)

第六十九条ノ八 総トン数九百五十トン以上二千トン未満のケーブタウン協定適用船の居住区域等内の階段は、鋼又は鋼と同等の材料のものでなければならぬ。

2 前項の階段は、B級仕切りで形成する階段囲壁の内部に設けなければならない。

3 総トン数九百五十トン以上二千トン未満のケーブタウン協定適用船の居住区域及び業務区域内の昇降機は、鋼又は鋼と同等の材料で形成するトランクの内部に設けなければならない。

4 前項のトランクには、通風及び煙の通過を制御することができるように閉鎖装置を備え付けなければならない。

第五十二条 (略)

(新設)

第六十八条 第二種漁船又ハ第三種漁船ニハ従業場所ノ海図其ノ他予定サレタル航海ニ必要ナル航海用刊行物ヲ備フベシ但シ機能等ニ付告示ヲ以テ定ムル要件ニ適合スル電子海図情報表示装置其ノ他電子航海用刊行物情報表示装置ヲ備フル場合ニ在リテハ此ノ限ニ在ラズ

第六十九条ノ二 第二種漁船又ハ第三種漁船ニハ機能等ニ付告示ヲ以テ定ムル要件ニ適合スル「標準磁気コンパス」及予備ノ羅盆ヲ備フベシ但シ管海官庁ニ於テ差支ナシト認ムル場合ニ在リテハ予備ノ羅盆ノ備付ヲ省略スルコトヲ得

第六十九条ノ三 第二種漁船又ハ第三種漁船ニハ機能等ニ付告示ヲ以テ定ムル要件ニ適合スル「方位測定コンパス装置」ヲ備フベシ但シ管海官庁ニ於テ差支ナシト認ムル場合ニ在リテハ此ノ限ニ在ラズ

第六十九条ノ四 第一種漁船ニハ羅針儀ヲ備フベシ

第六十九条ノ四 (新設)

第六十九条ノ四 (新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(可燃性材料の使用制限)
 第六十九条の九 総トン数二千トン以上のケープタウン協定適用船の居住区域又は業務区域においては、不燃性の隔壁、天井張り又は内張りに施された化粧張りの厚さは、告示で定める厚さを超えてはならない。

(船舶防火構造規則の規定の準用)

第六十九条の十 船舶防火構造規則(昭和五十五年運輸省令第十一号)第十条第一項及び第三項、第十三条第一項及び第三項、第十四条第一項及び第二項、第十八条(第三項第二号を除く)、第十九条第一項及び第二項、第二十条第一項、第二十一条第一項及び第五項、第二十七条の七第二項及び第三項、第二十七条の八(第一項第四号を除く)、第二十七条の十第一項、第三項、第六項及び第七項並びに第五十七条第一項の規定は、総トン数九百五十トン以上二千トン未満のケープタウン協定適用船について準用する。

2 船舶防火構造規則第八条、第十条第一項及び第三項、第十三条第一項及び第三項、第十四条第一項及び第二項、第十七条、第十八条(第三項第二号を除く)、第十九条第一項及び第二項、第二十二条第一項及び第三項から第五項まで、第二十七条の三、第二十七条の五第三項、第二十七条の六(第三項を除く)、第二十七条の七(第一項を除く)、第二十七条の八(第一項第四号を除く)、第二十七条の九、第二十七条の十第一項から第三項まで、第六項及び第七項並びに第五十七条第一項の規定は、総トン数二千トン以上のケープタウン協定適用船について準用する。この場合において、同令第二十七条の七第四項中「第二十七条の四第一項」とあるのは「漁船特殊規程第六十九条の十第二項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。

別表(第六十六条関係)

属具名称	数量	摘要
(略)	(略)	(略)
国際信号旗	一組(総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船以外の船舶であつて、総トン数一〇〇トン未満の漁船、第一種漁船並びに長さ二五メートル未満の第二種漁船及び第三種漁船は、NC二旗)	(略)
国際海事機関が採択した国際信号書	(略)	総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船以外の船舶であつて、総トン数一〇〇トン未満の漁船、第一種漁船並びに長さ二五メートル未満の第二種漁船及び第三種漁船には、備え付けることを要しない。

(新設)

(新設)

別表(第六十六条関係)

属具名称	数量	摘要
(略)	(略)	(略)
国際信号旗	一組(総トン数一〇〇トン未満の漁船、第一種漁船並びに長さ二五メートル未満の第二種漁船及び第三種漁船にあつては、NC二旗)	(略)
国際海事機関が採択した国際信号書	(略)	総トン数一〇〇トン未満の漁船、第一種漁船並びに長さ二五メートル未満の第二種漁船及び第三種漁船には、備え付けることを要しない。

信号灯	(略)	<p>一 (略)</p> <p>二 ケーブタウン協定適用船以外の船舶であつて、国際航海に従事する総トン数一五〇トン未満の漁船、国際航海に従事しない総トン数五〇〇トン未満の漁船、船舶安全法施行規則第一条第二項第一号及び第二号の船舶(同項第二号の船舶にあつては、自ら漁ろうに従事するものに限る。)、第一種漁船並びに長さ二五メートル未満の第二種漁船及び第三種漁船には、備え付けることを要しない。</p>
信号灯	(略)	<p>一 (略)</p> <p>二 国際航海に従事する総トン数一五〇トン未満の漁船、国際航海に従事しない総トン数五〇〇トン未満の漁船、船舶安全法施行規則第一条第二項第一号及び第二号の船舶(同項第二号の船舶にあつては、自ら漁ろうに従事するものに限る。)、第一種漁船並びに長さ二五メートル未満の第二種漁船及び第三種漁船には、備え付けることを要しない。</p>

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する二千十二年のケーブタウン協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の日(以下「施行日」という。)前に建造契約が結ばれた船舶(建造契約がない船舶にあつては、施行日前に建造に着手されたもの)であつて施行日から三年を経過する日前に船舶所有者に対し引き渡されたもの(次項及び第三項において「現存船」という。)については、改正後の漁船特殊規程の規定(第五十一条の四の三、第五十一条の四の四第二項、第六十六条別表、第六十八条及び第六十九条ノ二から第六十九条ノ四ノ二までの規定を除く。)にかかわらず、なお従前の例による。

2 現存船にあつては、施行日前においても改正後の漁船特殊規程の規定の定めるところにより施設し、及びこれに係る船舶安全法第五条第一項に規定する検査を受けることができる。

3 現存船であつて施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、第一項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。